

第2回高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会

1. 平成21年11月28日（土）午後7時30分から高石市役所会議室113において、第2回高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会を開催した。

2. 出席委員は、次のとおりである。（8名）

委員：畠中 宗一 学識経験者（大学関係者）

委員：大方 美香 学識経験者（大学関係者）

委員：森本 登志雄 社会福祉協議会会長

委員：石田 弘美 民生委員・児童委員協議会会長

委員：荒木 剛 社会教育委員議長

委員：川西 淳子 婦人団体協議会会長

委員：片木 滋郎 青少年指導委員協議会会長

委員：平山 友美 取石幼稚園保護者

欠席委員は、次のとおりである。（1名）

委員：森島 憲治 学識経験者（税理士）

3. 会議の内容は、次のとおりである。

◇事務局 定刻になりましたので、本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、〇〇委員におかれましては、所用により欠席されるとのことで、〇〇委員におかれましては、遅れるとのことで事務局のほうに連絡がありました。委員9名中7名出席しています。

ただいまから、第2回高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会を開催させていただきます。

それでは、案件1の説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。事前にご配付させていただきました資料1番から6番まで、番号を打った資料でございます。1が寄せられたご意見、2が修正案、3が募集要項の案、4が運営の条件の案、5が応募申請書の様式の案、6が認定こども園についての資料でございます。

それと、本日追加でご配付させていただきました資料が3点、寄せられたご意見の追加の分、修正案の追加の分、それと図面ですね、その3点がございます。

まず、2番目の修正案、横長の表の分ですけれどもごらんいただきたいと思います。

前回、第1回の選考委員会の中でご意見いただきました。また幼稚園、保育所の説明会でもいろいろご意見いただきましたし、資料の1番にございますように、寄せられたご意見、これは取石幼稚園、保育所に意見箱を設置して、保護者の皆様からいただいたご意見をまとめさせてもらったものでございますけれども、そういったものを、前回出させていただきました募集要項に反映させるべきところは反映させていただいているというものでございます。

寄せられたご意見につきましては、このお手元に資料まとめさせていただいておりますけれども、こちらのほうにご意見の意見書でございます。説明の際にお手元のほうに順次回覧していただけたかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ごらんいただきながら、資料の2番と、それから寄せられたご意見、これを対比しながら概略を説明させていただきます。

まず、募集要項の修正箇所につきましては字句の修正等もございますが、地理的な部分につきましては省略させていただきたいと思います。

まず、募集要項の4. 用地及び施設の(1) 用地の部分でございますけれども、この部分につきましては2,000平米ということでございますけれども、2,800平米ということで訂正させていただきたいと思います。この部分につきましては、本日お出ししております図面にピンク色の線で囲ってある部分、こういうところを想定しております。

施設のほうについては、現在の取石保育所の敷地部分、この部分で認定こども園の建物を建てていただくということを考えておりますけれども、屋外遊技場、この部分については、幼稚園の施設の一部も活用していきたいというふうに考えております。

また、(2)施設の、この部分については、正式な幼稚園設置基準あるいは児童福祉施設の最低基準、こういった名称との整合性を持たせていただいております。

それから、次に、6. 申請書(1)法人に関する書類の部分の中で、この前事業年度の貸借対照表、損益計算書、こういった書類につきましては、〇〇委員のほうから訂正ということでご意見いただいております、この部分については不用であるということでございます。また、同じ趣旨で「直近3年間の経営報告書」、この部分につきましても「直近3年間の決算書一式」、これで審査の対象とすることが可能であるというご意見をいただいておりますので、そういうふうに訂正させていただいております。

次に、運営の条件。この部分について、修正箇所でございます。1. 認定こども園の運営、この部分につきましては、前回委員の方からご指摘いただきましたように、幼稚園教育要領及び保育所の保育所の保育指針、正式名称の形で変えさせていただいております。また、高石市教育基本方針、これにつきましても、毎年策定するというところだったので、そういった形で文言を調整させていただいております。

それから、2. 認定こども園の概要でございますけれども、認定こども園の概要の中の、定員の部分です。これはあくまでも想定でございますので、市が想定するのではなくて、想定される定員ということで表現を改めさせていただいております。

3歳から5歳児の共通利用時間。これは3歳については35人以下というふうになっておりましたが、3歳児については25人以下、4歳、5歳児については、35人以下のこどもで構成される学級を編成するというふうに改めさせていただいております。

それから、3. 事業の内容(3)食育・給食事業の中の①です。給食については月曜日から土曜日まで実施すること。幼稚園児にも給食を提供すること。こういうふうに、以前でしたら3歳児幼児に対して試食云々という表現がございましたけれども、この部分は削除させていただいております。

それから(7)延長保育事業、この部分の、「また、19時以降に降所する児童に対しては、特別な配慮を行うこと。」この部分については削除させていただきました。

それから、同じく(7)の④、同じ趣旨で(8)の③、費用徴収の部分ですけれども、(7)の延長保育、(8)の一時保育、この部分の、「一時保育料あるいは延長保育料の部分

は法人が徴収し事業経費に充当すること。」という部分でございますけれども、「一時保育にかかる費用を保護者から徴収することができる。」というふうに表現を改めさせていただきました。

次に、4. その他運営の内容(13)の中で「既設の保育所は廃止しないこと。」この部分につきましては幼稚園が抜けておりましたので、「幼稚園、保育所は廃止しないこと。」で明記させていただいております。

それから、本日お渡しさせていただきました追加の対照表をごらんいただきたいと思います。

この追加の部分ですけれども、これは募集要項の主に応募書類から公募費用の負担、認定こども園の公募に関する部分でございますけれども、この辺の表現の仕方、これを修正させていただきました。また、運営の条件、この部分で3. 事業の内容のところでございますけれども、この事業の内容のところ、本来、今市内の公立と私立の保育所は、午前7時から午後7時までの保育を基本としております。また、産休明けの保育も実施しておりますが、この事業の内容のところ、この産休明け保育あるいは保育の実施時間、この部分が欠落しておりましたので、この部分を新たにつけ加えさせていただきたいというふうに考えております。なお、この部分をどこに書名するかについては、事務局のほうにご一任いただきたいと思います、というふうに考えております。

主な修正箇所については以上でございますが、次に、寄せられたご意見、今お手元にご回覧させていただいておりますけれども、資料ナンバーの1、それから本日追加させていただきました資料、これに基づいて簡単ではございますけれども、反映させている部分、またこういう考え方といったものについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の1番目、この部分につきましては、先ほど申しあげましたように、取石幼稚園・取石保育所に意見箱を設置しまして、皆様からご意見をちょうだいしたものをまとめたものでございます。

(1)の募集要項に関するものにつきましては、運営の条件をすべてクリアさせることが、ご意見ございます。当然、この運営の条件あるいは募集要項というのは、これをクリアすることで応募の対象になるというふうに考えております。もう一つ、用地は無償ではなく有償で譲渡すべきというご意見もございますが、高石保育所あるいは東羽衣の保育所については、無償でということで本市の考え方は行っておりますので、今回についても、そう踏襲してまいりたいというふうに考えております。

それから、2番目の運営の条件に関するものでございますけれども、幼稚園児の募集につい

てでございます。取石地区を中心に募集をするということでございますが、幼稚園については、現在公立の各幼稚園についても大きく定員を割っておる中で、取石地区に限らず市内あるいは市外、もちろん市内を中心というのは募集条件の中に定めておりますけれども、市内を中心に募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

定員についてもご意見いただいております。運営の条件の想定する定員をごらんいただきたいと思いますが、待機児童対策としまして、ゼロ歳、1歳、2歳の定員枠というのは現行の定員枠よりも少し多めに想定しております。そういったところを、我々としては反映してまいっていくというふうに考えております。

また、合同保育事業につきましても、共通利用時間を複数担任で行うことというふうなご意見もございます。運営の条件の中で、クラス編成においては各学級に担任及び副担任を置くということを条件で受けさせていただいております。

保育料につきましても、いろいろご意見いただいているところでございますけれども、保育料につきましては、市の定める保育料を準じた形で定めていくというのが条件の中に出しております。

保育時間についてでございますけれども、保育時間につきましては、先ほど申し上げましたように、市の保育、午前7時から午後7時、またそれ以上に延長保育、7時以降の2時間程度の延長保育を条件の中に入れさせていただいておりますし、現行の保育時間については、これは基本の保育ということでございますので、追加料金、そういったものは想定しておりません。当然、延長保育の部分については、これは別途料金というものを考えられるわけですが、少なくとも7時から午後7時までの保育については別途料金というものは考えておりません。

それと、職員配置については、いろいろご意見いただいております。追加のご意見の中にもありましたように、経験年数10年以上あるいは5年、3年という者の割合を定めるべきであると、そういったご意見もございますが、高石保育所の場合でも、3年以上の保育士の割合とこのを決めさせていただきました。それを踏襲した形で今回も募集条件の中に入れさせていただいております。

それと、保護者、法人、それから市教育委員会で構成する協議会について、これは市としましても運営期間後、定期的に協議会というものを設けて検証を行っていくという考え方でございます。そういった中で、保護者の意見も反映させるという方向性で考えております。

追加の意見の中でございますように、(1)の運営の条件について、運営に当たっては保護者も協議の場に加えるということでございますけれども、これは、今申し上げましたような協

議会の場で保護者も入っていただいた中で、そういったところを検証していただくと
いうふうを考えております。

それから、追加のご意見の中の（１）の③ですけれども、法人の選考について、ヒアリング
については公開し現地調査も行うことという項目がございます。これにつきましては、今後の
ヒアリングの日程等も含めまして、この選考委員会の中でご協議していただきたいというふう
に考えております。

それから、地域における子育て支援事業、これについて、国が定める実施要綱、これは子育て
支援拠点事業実施要綱というようなことがございますけれども、それに基づいて行うことと
いうご意見もございました。この子育て支援拠点事業、いわゆるセンター型の実施と、それか
ら認定こども園が行う子育て支援事業といったもののことについては、今後、法人さん、市が
協議しながら行っていくべきものであるというふうに考えております。

それから、追加のご意見の中の（２）の④障害児保育についてでございますけれども、現在、
高石市でも障害児保育を行っております。公立の保育所の障害児保育ということにつきましては
は、市が要項を定めまして障害児保育を行っているところでございますけれども、認定こども
園が行う条件の中でありまして障害児保育につきましては、運営の条件の３．事業の内容（４）
障害児保育の中にごございますように、集団の中で生活をするを通して全体的な発達を促し
ていくことを配慮して総合保育を実施するというふうに、表現の中でやっていきたいというふ
うに考えております。

また、最後の裏面になりますけれども、引継ぎ保育のスケジュールを明らかにしてほしいと
いうご希望もございます。これにつきましては、今後、法人さんが決定した後、なるべく早
い時期に法人さんと協議しながら、また高石保育所の引継ぎ保育の実績も踏まえまして、そ
ういった中で法人さんと協議した上で、保護者の方に提示してまいりたいというふうに考えて
おります。

以上が、ざっと寄せられたご意見、それとそれらをもとに、あるいは前回ご指摘いただいた
事項を踏まえまして、募集要項それから、運営の条件に修正を加えさせていただいた部分で
ございます。なお、資料の５番目、これにつきましては、今回、認定こども園の設置、運営法人
の公募申請書ということで、必要な書類一式、こういった形で応募していただくというこ
とで様式を添付させていただいております。書類のほうは相当多くなっておりますけれども、こ
ういったもので、今後応募された法人の審査を行っていただくということを考えておりますので、
よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◇委員長 はい、ありがとうございました。今説明で言われていたものは、資料の2番目で、この受託事業者の募集要項案、これの、前回の修正の一覧表がありますけれども、それについての説明ですね。あと、認定こども園の運営条件についての修正前と修正後についての説明をしていただきました。文言の修正レベルから、多少内容に入ったものまでの項目があったかと思えます。

そして、資料の1番目、意見箱を通して寄せられた意見分、きょうの追加資料を入れて6ページものですが、それがかなり細かな要望が出されております。意見が出されておりますが、一応、市としてのできることを、できないこと含めて、スタンスが概略説明されたように思えます。

今回の議論は、こういった募集要項と運営の条件等の修正を含めたものをくくりますけれども、この中身について、少しご議論をいただきたいと思えます。きょう配付された膨大な資料がありますが、その中で、今説明がありました事務局からの説明に関して、まずご質問あるいはご意見、そういったことを述べていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

◇委員 ただいま説明あったものと、外れるものもあるかもしれませんが、二、三意見を。認定こども園の運営の件でございますが、事業の内容、地域における子育て支援事業、これについてでございますが、現在、保育所や幼稚園において、園庭解放をいろいろ実施されていると思えますけれども、この支援事業実施について、具体的に、今現在はどうのような形でやられているのか、このようなことを1点。それから、あと認定こども園運営の同じ条件でございますが、高石保育所や清高幼稚園が民営化されたときに、多々いろいろあったと思うんですが、この際、運営条件がどういうふうにされたのか、こんなものを中心にして今回のものもやられると思えますけれども、そういったものがこの中に反映されたということがあれば、それもお聞かせいただければと思えます。

以上、また後ほどあれば。

◇委員長 では、お願いいたします。

◇事務局 幼稚園のほうからお答え申し上げます。

まず、現在の公立幼稚園での子育て支援ということでございます。現在の市立幼稚園での子育て支援事業といたしましては、1歳児から3歳児を対象といたしました園庭解放でのこども同士、また親御さん同士の交流事業でありますとか、3歳児の体験入園なども実施しております。

す。また、子育てに悩んでおられる親御さんのご相談なども受けて実施しております。

それともう一つ、清高幼稚園を民営化した際の運営の条件についてというご質問でございました。清高幼稚園を民営化した際の条件でございますが、全部で16項目ございます。一つずつ読み上げます。

まず、1番でございますが、法令通知等を遵守し、かつ既存の幼稚園の経営状態が健全であるとともに、良好な実績を有する大阪府内の学校法人であること。2つ、清高幼稚園の名称を継承すること。3つ、原則徒歩通園とし、高石市民を中心に募集すること。4つ、保育料等の保護者への費用負担については高石市に事前に報告すること。また、これらを変更する場合も同様とすること。5つ、幼稚園教育要領を基本とし、幼児の発達に即した教育内容、保育形態であること。6つ、3年保育を実施すること。7つ、希望する保護者には預かり保育を実施すること。8つ、障害児保育には理解があること。9番目といたしまして、給食については、幼児の発達に即することやアレルギーなど十分に配慮すること。10といたしまして、地域の園として開かれた園づくりや教室づくりに積極的であること。11、市立幼稚園との連携に努めること。12、保護者間との連携に努めること。13、保育の向上につながる職員研修に積極的であること。14、市教育委員会とともに幼稚園教育振興に取り組むこと。15といたしまして、平成15年度に移管されましたので、平成15年度5歳児には、希望する市立清高幼稚園の在園児を受け入れること。最後に16、平成15年度5歳児については、入園料、諸経費等の取り扱いについては高石市と十分協議を行うこと。

以上でございます。

◇委員長 よろしいですか。

◇委員 はい。

◇事務局 保育所のほうの子育て支援事業についてご説明申し上げます。

保育所におきましては、育児教室あるいは保育室の相談業務、それと園庭解放、それと健康相談、こういった事業を行っております。それとは別に、子育て支援センターというのがございます。そちらのほうでは、子育て講座でありますとか親子遊び、それからオープンスペース、それから遊びの広場、赤ちゃん広場、子育て相談、そういったいろんな、これは支援センターだけではなくて、例えば、この庁舎の別館の3階を使ったり、あるいは夏休み中の幼稚園の施設をお借りして、ことしからですけれども、そういった事業も展開しております。

それと、高石保育所の場合の運営の条件でございますけれども、項目としまして、保育事業の内容では全部で29項目ございまして、すべて、これ事細かに申し上げるということはあれ

なんですけれども、この内容につきましては、現在、今お手元にご配付申し上げております運営の条件を、ほぼ網羅しているというふうに考えております。

若干変わっておりますのは、定員がもともと120名だったのを140名とするということを条件に、20名定員をふやしたということがございますけれども、そういったもの以外でございましたら、ほぼ、今回の運営の条件と同様の内容で、高石の保育所の具体の運営の条件というのは加えさせていただいたというふうにご理解いただければいいかと思っております。

以上でございます。

◇委員長 ほかに、ご意見ありますか。

はい、〇〇委員。

◇委員 この寄せられた意見の中にも給食のことが出ておりますので、給食についてはどういうふうになるのでしょうか、具体的にお聞きしたいんです。

◇事務局 認定こども園におきましても、認可は保育所の基準でございますので、調理室、これの設置が条件につけられているところでございます。このことから、幼稚園児への給食提供が行われるということでございます。また、幼児の年齢や発達の段階あるいは健康状態に応じた食事の提供、またアレルギー、アトピー等への配慮等、これについても一応認定こども園の設置基準の中で義務づけられております。

この部分については、再度運営の条件にも載せております。したがって、我々が想定しております今回の認定こども園の給食については、自園調理による提供というふうに考えております。ただ、法律上は一定の条件のもとで外部搬入ということをお認めしております。法律上は可能なのですけれども、市としましては自園調理というものを運営条件の中で盛り込んだということでございます。

◇委員長 はい。〇〇委員、お願いします。

◇委員 認定こども園運営条件の件ですけれども、ほぼ保育所の支援について、運営要件の中に示されておりましたけれども、現在の定員と同じですか。

◇事務局 現在の保育所の定員でございますけれども、取石保育所の定員は120名でございます。内訳でいいますと、ゼロ歳児が6名、1歳児12名、それから2歳児18、3歳25、4歳28、5歳が31というふうになってございます。想定しております定員につきましては、ゼロ歳、1歳、2歳で上回った想定ということになっております。これは、やはりゼロ歳、1歳、2歳までの年齢の児童につきましては、特に待機児童の発生ということは年度途中から生じてまいります。そのことを配慮しまして、低年齢児に比重を少し高くした、そういうふうな想定の設定

員配置となっております。

以上でございます。

◇委員長 はい、ほかに。

はい、どうぞ。

◇委員 すみません、まず、幼稚園のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、3年間の費用の免除というのがあったんですが、具体的にどのような免除が決まっているのかを、まだこれも今から議論されるのかということが1点と、あと、幼稚園の道具が、これを認定こども園のほうに無償譲渡をすることになっていきますけれども、これまず5園で、もしかしたら要るものがあるんじゃないかなと思うんですけれども、それを配分して残りを無償譲渡にすることというのも一つ条件に加えていただきたいのがもう1点。

それと、先ほど、保育所さん側から要望書、私いただいたんですけれども、これはきょうの修正案の中に組み込まれているのでしょうか。事業者選考委員会様へという要望書、私いただいたんですけれども、これはきょうの資料としてはないのでしょうか。一応、要望書になりますので、皆さんで目を通されたほうがよろしいかと思えます。

◇委員長 はい、お願いします。

◇事務局 先ほど、今の要望書の件ですけれども、お手元にご回覧いただいた資料の中につけさせていただいてるか存じます。また、この寄せられたご意見の追加の中で、概略、寄せられたご意見の中に、主な点については控えさせていただいておりますし、また今回の修正の追加の部分でも反映させていただいている部分がございますので、よろしくお願い申し上げます。そして、また要望書についてのご質問でございました。また、清高幼稚園の民営化の際に一定の配慮をしたということで、今回もそれに準じてやっていきたいと、こちらのほうでは考えております。清高幼稚園の際には、移管時、平成15年度だったんですけれども、平成15年度に5歳児に進級した児童につきましては、入園金は免除、保育料も公立と同額の8,500円といたしております。新たに入園した3歳児、4歳児につきましては、当時入園金4万円、保育料1万5,500円となったんですけれども、保育料につきましては、本市から法人に補助金を出すという形で公立との差額を補てんしてございまして、実質的な保育料の負担は公立と同額程度となっております。そして、その補てん措置は移管後3カ年実施いたしております。

今回につきましても、こういうことに準じましてやっていきたいとは考えてございます。また、道具等の無償譲渡に当たって、まず公立の5園で配分をしてはどうかというご意見でございますが、その辺につきましては、具体的には考えはどうか、今のところ持ってはございま

せんで、また委員会の中でもご議論いただければと思います。

◇委員長 ○○委員、納得ですか。それでよろしいですか。

◇委員 もう1点、よろしいですか。前回のときも言わせていただいたんですけども、どうしても公立に行きたいと思っておられる保護者の方、幼稚園も保育所の方もいらっしゃるんですけども、その方たちのケア、具体的なケアというのはもう決まっているのでしょうか。

◇委員長 はい。

◇事務局 具体的に決まっておられません。あくまでも、こちらの案ということでご理解願いたいんですけども、その清高幼稚園の場合でも、公立の幼稚園への通園を認めたという経緯はございますので、やはりそれに準じて考えていければと、こちらでは考えております。

◇委員 保育所の方は。

◇事務局 保育所につきましては、22年度それから23年度の保育所の申し込みの際に、転園希望ということで対応させていただきたいと考えております。

◇委員長 よろしいですか。

◇委員 はい。

◇委員長 ほかに。

はい、○○委員、どうぞ。

◇委員 さっきの条件の中に、障害児を見ていただくという条件が入っておるんですけども、今現在、障害のあるお子様が、幼稚園なり保育所なり、お預かりしておられるのでしょうか、どんな状況でしょうか。

◇事務局 まず、保育所のほうからですけども、保育所の障害児保育というのは、もう二十数年前から公立の保育所で行っているところでございます。この4月現在、公立の保育所で障害児あるいは保育に配慮を要する児童の数といいますと、公立の保育所4カ所で48名お預かりしております。

◇委員長 よろしいですか。

◇委員 はい。

◇事務局 続きましては、幼稚園のほうなんですけれども、幼稚園におきましては、重度の障害がある園児の在籍については、本年度はございません。それから、知的並びに情緒に関して障害があるという、疑わしいこどもにつきましては在籍しております。

以上でございます。

◇委員 ありがとうございます。私が思っていたより結構たくさんおられるので、ここは本
当に重視してやっていただきたいと思います。

それから、今まで清高幼稚園とか高石保育所が移管したときに、そのまま校舎を使っていた
だいての移管でしたけれども、今度は建ててもらわんといけないという部分があるんですけれ
ども、それが23年の4月には開園ということで。21年度はあと1カ月。22年と、ほとんど22
年でやっしまわれないかんような事業ですけれども、今から募集していただくのに、募集の相
手さんのほうの運営しているところへ、連絡とか広報なんかはどういうふうにされるんでしょ
うか。

◇事務局 一応、この運営の募集要項あるいは運営の条件というのが決まりましたら、すぐに
詳細、広報あるいはホームページ、こういったものに載せますと同時に、幼稚園につきまして
は、学校法人、そういった団体がございます。そういったところを、あるいは保育所でいま
すと社会福祉法人、こういった団体がございます。そういったところを通じて、あるいは個別
に、こういう認定こども園の募集をしているというご案内をさせていただきたいというふう
に考えております。

◇委員 ありがとうございます。何か、書類がすごく出さなあかんように、ここに書いてあ
りますので、もうちょっと少し詳しいスケジュール、23年1月までの詳しいスケジュールが
わかりましたらご説明いただきたいんですけれども。

◇事務局 スケジュールにつきましては、一応12月には公募をかけてまいりたいというふう
に考えておまして、年明けの1月中旬をめぐりに募集を締め切ってまいりたいと。その後、こ
の検討委員会の中で、法人さん、審査それと決定を行っていただくという予定でございます。
法人の決定を大体2月上旬というふうに考えておまして、その後、22年度4月から、これ
は前回もそうでしたけれども、1年間をかけて引き継ぎ保育ということを考えております。

22年度は、引継ぎ保育を行いながら、取石保育所の建物、敷地の部分、この部分に認定こ
ども園を法人さんの手によって新しい施設をつくっていただくと。23年の4月から新しい認
定こども園、法人さんの運営による認定こども園への移行というふうに考えております。

当然、22年度中に、府のほうの定める認可という手続がございますけれども、幼稚園の認
可あるいは保育所の認可、あわせて認定こども園の認定ということ法人さんとの取り決め
によってこれを進めてまいると。建物の建設、引継ぎ及びそれに際する諸手続、これを22年度
中に完了していただくというふうに考えております。

以上です。

◇委員 ありがとうございます。

◇委員長 ○○委員何か。

◇委員 応募資格条件のところなんですけれども、受託者の事業者募集要項のほうの応募資格要件いうところなんですけれども、以前に民営化した清高幼稚園や、21年度ことし高石保育所ですね、受託事業者募集のときの募集エリアはどうなっているんですかということをお聞きしたいなと思うんですけれども。

◇事務局 清高幼稚園のときは、大阪府内で幼稚園を運営している学校法人を対象に募集いたしました。高石保育所の場合は、堺、高石、和泉それから泉大津、このエリアの社会福祉法人さんを対象にしておりました。今回は認定こども園ということで、大阪府下全域の社会福祉法人あるいは学校法人、それとあわせて現在、認定こども園を運営している法人さんというふう考えております。

◇委員 私も、広いエリアのほうが、応募していただくのに、いろいろの条件突きついたら、広いところで応募するほうがいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。それと、ちょっともう1点よろしいですか。

認定こども園運営の条件の案というところで、定員というところありますね。幼稚園とか保育所の定員、先ほどちょっと定員のことでお話していただいたんですけれども、定員の考え方の許可の手续とか、この定員について今後どのような手続が必要になってくるのか、ちょっとその辺を教えていただきたいなと思うんですけれども。

◇事務局 先ほども、ちょっとお話をさせていただいたんですけれども、幼稚園、これについては大阪府の認可手続が必要になってまいります。また、保育所につきましても、同様に大阪府の認可の手続が必要になってまいります。

この幼稚園の認可あるいは保育所の認可を含めまして、幼保連携型の認定こども園としての大阪府の認定という手続が必要になってまいります。どちらにしましても、この社会福祉法人さん、あるいは学校法人さん、法人さんが決まりましたら、その法人さんによりまして、そういった手続といったものを大阪府のほうで行っていただくということになってまいります。

◇委員 ありがとうございます。それから、敷地のほうで、ちょっとピンク色の線が入った図面をいただいたんですけれども、これは取石保育所以外の土地も入って、ここに書いている2,800平米と書いているんですけれども、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

◇事務局 認定こども園の施設、これについても当然保育所あるいは幼稚園と同様に、保育基準というのがございまして、定員の規模に応じた部屋の面積あるいは屋外、運動場の面積とい

うのが最低基準として決まってまいります。敷地的には、当初2,000平米というふうに考えておりました。この部分については、おおむね現在の取石保育所の敷地を中心に考えておりましたが、よりよい施設をつくっていただくということも考え合わせまして、取石幼稚園の敷地の一部も認定こども園の敷地として活用していただくというふうに考えております。

◇委員 ありがとうございます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇委員 名称の継承ということでございますけれども、移管後、施設の名称を高石市取石幼稚園・保育所になっていました。これはそのままやるんですか。

◇事務局 一応、認定こども園となりますと、何やら認定こども園というふうな形の表現になるかと思っておりますけれども、我々の希望としては、現在取石の名称、取石という保育所あるいは幼稚園という名称がございますので、そういったものを継承していただくということを条件の中に入れさせていただいております。

したがいまして、新たな法人さんが運営する認定こども園についても、取石という部分を取り入れていただきたいというふうに考えております。

◇委員長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

◇委員 すみません。これまた配置図なんですけれども、ピンク色の線で囲まれたところが認定こども園になる場所ということなんですが、これ今ちょっと見せてもらったら、今現在、幼稚園の園庭、運動場に使われているところまでが認定こども園になるんですか。今、この校舎3つあるんですけれども、ここは認定こども園の場所には入らないんでしょうか。

また、これ運動場のところが認定こども園の区域になっていきますけれども、来年度、また公立の幼稚園、保育所として使っているんですが、園庭は使うのに支障はないんでしょうか。一応、今この幼稚園の園庭を幼稚園の子が使って、保育所のこどもたちは保育所の園庭を使うというふうに聞いているんですけれども、来年度、これ工事が始まったら保育所の方の園庭というの確保されるんでしょうか。一応、来年度は公立がどちらもありますんで、在園児、また先生たちの、これは大丈夫なんでしょうか。使い勝手というか、園庭も使えるんでしょうか。また保育所の方も園庭はちゃんと確保されるんでしょうか。

◇事務局 来年度の運動場の活用については、これは幼稚園、保育所と協議してまいることでございますが、まず認定こども園の今の取石幼稚園、この園庭の部分で支障がないかということでございますけれども、少なくとも22年度1年間については、これは公立の取石保育所・

取石幼稚園というのがございます。したがって、幼稚園あるいは保育所の園児のための敷地というふうに考えておりますが、23年度以降、この部分について、将来的には認定こども園の敷地として活用していきたいという考え方で、こういった図示をさせていただいた。

したがって、22年度までは、この運動敷地については公立の敷地というふうに考えております。23年度以降についての想定される区域というふうにご理解願いたいと思います。

◇委員 建物は、でも来年度中に建てますよね。そのための粉塵とか、そういうのは園庭大丈夫ですかね、子どもたちに。

◇事務局 もちろん工事期間につきましては、当然そういった安全対策あるいは粉塵対策、そういったものを徹底してまいりたいというふうに考えております。もちろん周辺地域の住民の方もいらっしゃると思いますので、その点は十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

◇委員 すみません、もう一つよろしいですか。来年度1年間の引継ぎ保育についてなんですけれども、今幼稚園の幼児保育と保育所さんがやっている保育の仕方って全く違うと思うんですけれども、管轄が違う場所の中で、次、認定こども園の先生としてこられる方への引継ぎというのはどのようにされるのでしょうか。幼稚園側の先生が、この共通の保育の引継ぎとか、そういうことなんですかね。

◇事務局 我々が考えております引継ぎ保育といいますのは、今現在、公立の幼稚園あるいは保育所が行っております保育、そういったものをできるだけ継承していただきたいという趣旨での引き継ぎ保育というふうに想定しております。新たに認定こども園となった場合の、例えば、共通使用時間といったものについては、これは現在も、我々公立の幼稚園の保育士が行っていない部分でございます。

したがって、新たな認定こども園の法人さんの運営方針、そういったもので、引き継ぎ保育という別のものとして考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

したがって、1年間の引継ぎ保育の中で、今後、法人さんが、新たな認定こども園の運営の部分、それと我々の今現在行っております保育の内容の引継ぎという部分を、どのように整合性をとらせていくかということ等については、これは法人さんが決定した後に、1年間のスケジュールの中で決めていってまいりたいというふうに考えております。

◇委員 そうしたら、その引継ぎの具体的に決めていることにおいて、その中に、今公立の先生たちと、あと公立の保育所の保育士さんたちも踏まえて中に入れて、公立の先生たちの望む引継ぎの仕方を重視して聞いていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

◇委員長 はい、どうもありがとうございます。ほかに。

◇委員 ちょっと2、3意見を述べたいと思います。1つは保育料の件でございますが、認定こども園の幼稚園に入園されている児童で、旧の市立取石幼稚園区園児については、23年度から3年間、入園料、保育料等については別途高石教育委員会と協議をするという項がありますけれども、これについて、ちょっとさっきの重複するかもしれませんが、ちょっとこの辺も、もう少し突っ込んで聞かせていただければいい。

それから、もう一つは、平成22年度取石幼稚園に入園を希望されている児童は、23年4月に認定こども園になったときどうなるのか。22年に入られた方の取石区の方々が、22年度にかわったときにどうなるのか。それから、また清高幼稚園の民営化されたときにも類するようなことがあったのか。こういったものについての対応があったらお聞かせいただければと思うんですが。

それから、もう1点よろしいですか。すみません。これは勝手な、私のあれですけれども、こども園の視察といいますか、これをよく知るためにはなかなか理解できないで、それで認定こども園の視察ということで、条件が府下の対象ということですので、府下の認定園へはそういうことはできないと思うんですけれども、もしこの視察が可能であるとするならば、府下以外のどこかの現在認定園の件で視察できれば、非常に勉強といいますか実情がわかっていいんじゃないかと思うんですが、これできるのかどうか、その辺ちょっと聞かせていただければと。

◇事務局 まず、1点目の保育料の件ですけれども、金額につきましては、先ほど〇〇委員さんからご質問ありましたとおりでございまして、もう一度申しますと、開園時に5歳児の方につきましては入園金を免除、保育料も公立同様の8,500円と、こういうふう考えております。

そして、新たに入園した3歳児、4歳児の方につきましては、入園金はそのままなんですけれども、保育料につきましては、本市のほうからその法人に補助金を出すということで、公立の差額を補てんしていきたいと考えておりまして、実質的な公共負担は公立と同額程度と考えております。

移管後3カ年ということで、具体例で申しますと、平成23年4月の開園に5歳の方、まず23年度ですね、対象になるのは現在の3歳児の方になりますね。23年4月にはその方が5歳になるということです。現在の2歳の方、23年4月開園では4歳で入園されます。現在1歳児の方、23年4月には3歳児として入園されると。そして、現在2歳児の方が23年4月に4歳になります。その次の年度、5歳、これも補助の対象となります。現在の1歳児の方、この方が開園時に3歳になりますので、その方が卒園されるまで3カ年補助されることとなります。

現在のゼロ歳児の方、この方が24年4月に3歳児として入園されます。その方につきましては、3歳、4歳、この2カ年の補填をします。これは前回の清高幼稚園と同じ一定の考えでございます。

それから、もう1点、22年度在園の方で、23年の4月に変わってからどうなるのかというご質問でございますが、できるだけ取石当たりで、できましたら取石認定こども園に入園していただきたいんですけれども、先ほども申しましたけれども、どうしても公立へ行きたいということであれば、例えば加茂幼稚園であるとか、できるだけご希望に沿った形で考えていきたいと思えます。

認定こども園の視察の件でございますけれども、これは一度我々のほうで、そういった施設、一度検討させていただきたいというふうに考えております。また、その結果については、各委員さんのほうにご連絡、ご通知させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

◇委員 お願いします。

◇委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

はい、〇〇委員。

◇委員 先ほどの給食のところで、ちょっとあと念を押させてもらうのをうっかりしたんですけれども、外部搬入もあり得るということなんですけど、ぜひ細心の注意を払って、あったかい物はあったかいように届けてあげられるような体制にしていだけたら、うれしいんですけれども、よろしく願いいたします。

それから、もう1件は、もう名称のことだとか、どんどん話が進んでいますけれども、認定こども園になると、今現在やっている公立の現状より悪くならないように、悪くなるんじゃないかなというのは、これはやっぱり保護者の心配です。だから、ぜひ、そういう保育体制が悪くならないような形で持って行っていただきたいなと思うんですけど、その点いかがでございますか。

◇事務局 我々としましても、当然、今現在行っております公立の保育水準ということについては、少なくとも、それ以上のものを考えており、その中でこういった運営の条件といったものをご提示させていただいたつもりでございます。当然、よりよいものという、これは市、保護者のみならず、我々のほうも同様の考え方でございますので、今後、そういった事業者を中心に選考してまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

◇委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

◇委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

委員長があんまり発言したらいけないかもしれませんが、ちょっと二、三確認をさせていただきます。

まず、運営の条件の事業の内容の表（１）ですけれども、イメージがちょっとうまく、正しいかどうかの確認なんですけれども、一つは、この合同保育事業といった場合には、要するに幼稚園児がいて、あと幼稚園児プラス預かり保育というパターンがもう一つあって、さらに保育園児という、この３つの形態が存在するというところで理解よろしいですか。

◇事務局 今、委員長ご指摘の預かり保育の部分につきましては、これは幼稚園の事業というふうに考えております。

◇委員長 だから幼稚園児プラス預かり保育というパターンですね、ではなくて。

◇事務局 預かり保育といいますのは、いわゆる幼稚園の保育時間プラスの時間延長というふうに認識しております。したがって、その合同保育につきましては、幼稚園の保育時間内に、幼稚園と保育所の、それぞれの園児が４時間程度の合同の保育を行うというふうに考えております。

◇委員長 ですから、合同保育は要するに共通時間内ということですね。

◇事務局 そうです。

◇委員長 はい、わかりました。

もう１点ですけれども、同じ運営の条件の中で４の（１９）ですけれども、保育料以外の特別徴収については、現在公立で負担している以外の負担は原則として行わないことという文章がありますね。これと、その前にある３の（７）の④とか、（８）の③とか、（９）の③、これとの関連はどのように理解したらよろしいんですか。

◇事務局 この辺の考え方でございますけれども、保育料以外の特別徴収については原則として行わないという部分でございますので、認定こども園がこの一時保育あるいは延長保育、休日保育、この部分については、この原則から外れるというふうに考えております。

したがって、正規の保育時間あるいはそういったものの中の費用徴収というのは、公立で負担している、例えば給食費であるとか、そういったもの以外の負担は原則として行わないでください。ただ、延長保育あるいは一時保育、休日保育、これらのものについて、特に人件費ですね、そういったものに負担がかかる部分については徴収することができると。ただ、この費用負担についても、当然市との協議の対象になるかと考えておりますけれども、適正な価格というのを、我々は法人のほうに求めていきたいというふうに考えております。

◇委員長 一応理解はできましたが、多分、その辺がきちんと説明してないと誤解を生む可能性があると思いますので、もうちょっとクリアに。一応、私はわかりましたけれども、一般の方々には少しわかりにくい、誤解を受ける可能性がありますので、もうちょっと明確にさせていただきたいと思います。

◇事務局 今、ご指摘いただいた部分につきましては、こちらのほうで、文言の整理という形で整えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇委員長 ほかにございますか。

◇事務局 すみません。もう1点、ちょっと文言の整理のところで1点、運営の条件が3ページでございます。3の(8)一時保育、この部分で、保護者の就労等により家庭保育が一時的に困難、この部分につきましては、保護者の就労ということになりますと、単に一時保育ではなしに通常の保育というふうに誤解されかねませんので、この一時保育の概念というのは保護者の疾病、冠婚葬祭といった緊急的な事由により、家庭保育が一時的に困難になった場合には一時保育を行うという制度でございますので、この就労等につきましては、保護者の疾病等というふうに文言を訂正させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。申しわけございません。

◇委員長 はい、ほかにございますか。

◇委員 すみません。質問じゃないんですけども、認定こども園というのは大阪府下でもまだ5園しかなくて、もちろん高石市としても初めてのケースになります。よく言えばモデル園ということになるでしょうけれども、悪く言えば実験台と言う人も保護者の中に多数います。未就学児の公立施設が取石地区から全くなくなってしまいますので、取石地区の園児または保護者の意見というのを本当に逐一酌み取っていただいて、きょうも要望書出されていますけれども、中に入れられたということですけども、見ていましたら、移行にかかわる事業者選考委員会様ということで、ご丁寧につくられているので、私は、たまたまいただいたんですけど、ほかの委員さん、配られていないのではないかなと思うんですけど、もし、あれでしたら皆さんに目を通していただいたほうが保育所の方の、皆さん入られているのですかね。

◇委員 いただきました。

◇委員 すみません、私の間違いなんですけれども、こういうのもすごく赤裸々書いてあると思いますので、こういうのをすべて見ていただいて、議論に入れていただければありがたいと思います。

以上です。

◇事務局 お手元の資料3の中にも添付させていただいておりますし、本日の追加の意見の中にも、その部分についてはおまとめさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◇委員長 ほかにいかがですか。

〇〇委員どこか何か、お気づきでありましたら、何かご意見あれば。

◇委員 すみません。大急ぎで来たんですけど、遅くなりまして失礼いたしました。

前半聞いてないからわからないのもあるんですけど、今この寄せられたご意見というのを一番、今大急ぎでざっと見させていただいたんですけども、基本的にこのご意見がこうやって募られて回収されていたということは、多分皆さんもおっしゃったかなと思うんですけど、これに対する説明責任が発生すると思うので、聞いたからにはやっぱりどこかで説明が、多分、この中に市長さんが行かれたとかいろいろ書いてあったので説明をされているんだと思うんですけど、その辺のところは何か、今さっき委員長もおっしゃったように、うまく通じていないとか、わからないとか、そもそもスピードが速いということもたくさん書いてあって、来ている私でさえスピード速いなと思っていますので、なかなか浸透するのは非常に難しいことだと思いますので、専門家の私ができるということではなくて、一人一人の方の保護者にもわかりやすくやっぱり説明があるのかなというのが、このご意見書を読んだ一番の感想です。ぜひ、そのことは私からもお願いをしたいなというふうに思います。

それから、工事のことも何かここにいっぱい書いてあったんですけど、この辺のところは特に命にかかわる部分ですので、この工事が、私の願いとしては本当に、先ほど〇〇さんがおっしゃったようにいい意味でモデルになっていって、高石市には子どもが集ってくるような子ども園になってもらいたいというのが願いですから、結果として高石市から子どもが去っていくというようなことにならないようにということがありまして、安全管理というのは一番工事中には気をつけなければいけないことだと思っていますので、その辺もあわせてお願いしたいと思っています。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇事務局 この問題は、選考委員会につきましては、第1回目終了後も保護者のほうに説明させていただいておりますので、今回2回目につきましても終了後、また保護者のほうに説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

◇委員長 ほかにございますか。

かなり率直な意見も幾つか出ておりますし、やっぱり、こういった新しい制度をつくり出し

てくということには、やっぱり丁寧な作業と質の担保ということがかなり重要かと思います。保護者の代表の方のご意見も、やっぱりすごく切実なものがあると思うんですね。そういったところをきちんと受けとめていただいて、この場限りにせずに、きちんとした対応をお願いできればと思います。

一通り、一応ご意見をいただいたわけですがけれども、募集要項、運営条件につきまして、これ以上のご意見が、もしあればお出しいただきたいと思います。多分、私も思いは、なかなか通しにくい立場ですがけれども、やっぱりいろんな今回の流れがもう一つじっくり、いろんなことが重なったということもありますけれども、それはそれとして、きちんといろんなご意見を受けとめられて対応をしていただくということを委員長としても切にお願いする次第です。

ほかにご意見がないようでしたら、本日ご議論いただいた内容で法人募集を行っていくということになりますが、よろしゅうございますでしょうか。いかがですか。よろしゅうございますか。

(了承)

◇委員長 委員の皆さんが了承されたというふうに一応了解しました。

そうしましたら、募集手続については事務局のほうでお願いしたいと思います。

次に、これは今後の日程にもかかわることではありますが、募集期間等の日程につきまして、先ほど一部質問もございましたけれども、今わかる範囲内で事務局からの説明をお願いしたいと思います。

◇事務局 そうしましたら、今後の大ざっぱなスケジュールになりますけれども、来週、文言の基本的な訂正もございますけれども、そういったものも含めまして、来週早々にでも応募申請書の配付といったことを考えてまいりたいというふうに考えております。

なお、受付につきましては、応募申請の配付から大体1月の中旬をめどに行いたいと。その間、前回の高石の場合もそうでしたけれども、説明会あるいは募集に関する質問の受付等ございます。その後、募集受付期間終了後すぐに選考委員会のほうを開催していただいた上で、審査の方法あるいはヒアリング、そういったものを行っていただきたいというふうに考えております。ヒアリングについては、締め切り後、1月中旬移行実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇委員長 12月に入りましたら、一応公募をされるんですね。そして1月の中旬ぐらいまで募集期間ということで、最終的な事業者の決定というのは2月の上旬でよろしいんですか。1月の下旬ですか、どちらですか。

◇事務局 1月の末ということで予定しています。

◇委員長 先ほどの説明が2月上旬とおっしゃったので。違うんですね、こちらね。

大まかな日程についての説明がありました。募集締め切り後の選考委員会の日程は、ヒアリングも含めて、できれば今決めておければと思います。事務局としての予定はございますか。

◇事務局 今後も公募の後、審査、ヒアリング等で日程なんですけれど、事務局としましては、一応、何日間かちょっと挙げさせていただきますので、その中で調整していきたいと思っています。

まず、1月15日の金曜日、選考委員会のほうですね。次、1月17日の日曜日、1月23日の土曜日、1月27日の水曜日、次、1月29日の金曜日という形で、いずれも大体夕方からということで調整していただければと思いますので。それと、ただ1月23日の土曜日につきましては、昼から夕方、不都合にならない時間の中で調整したいとおもいますので、それ以外はすべて夕方ということでお願いしたいと思います。

もう一度申し上げます。1月15日の金曜日、これ夕方からです。次、1月17日の日曜日、これも夕方からお願いします。次に1月23日の土曜日ですが、これにつきましては、昼から夕方、7時、8時ぐらいまでの時間帯の中で調整していただくということでお願いします。それと、1月27日の水曜日、これにつきましても夕方からお願いします。それと1月29日の金曜日、これにつきましても夕方からということでよろしく願いいたします。

以上でございます。

◇委員長 はい、わかりました。よろしいでしょうかね。その中で日程を調整していただくということですね。わかりました。

ほかにもございますか、事務局から。ありませんか。

◇事務局 ございません。

◇委員長 それでは、大体の予定の9時に近づいておりますので、これをもちまして本日の議事を締めさせていただきます。皆さん、かなり遅い時間にお集まりいただき本当にありがとうございました。大変ご苦労さまでございました。